コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　CTI Engineering Co.,Ltd.

最終更新日：2016年3月25日
株式会社建設技術研究所
代表取締役社長 村田和夫
問合せ先：取締役常務執行役員管理本部長 寺井和弘
証券コード：9621
http://www.ctie.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

建設コンサルタントは、人類の発展に不可欠なインフラストラクチャの整備の一翼を担っています。当社は、建設コンサルタントの一員として中立・独立性を確保して業務を遂行し、インフラストラクチャの利用者である国民の利益を守ることを経営の基本方針としております。このため、当社は経営の透明性と内部統制の実効性を高めることが必要であると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
建設技術研究所従業員持株会	1,359,667	9.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	448,200	3.16
株式会社三菱東京UFJ銀行	371,991	2.62
三菱UFJ信託銀行株式会社	354,312	2.50
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	347,200	2.45
住友生命保険相互会社	300,300	2.12
第一生命保険株式会社	269,300	1.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	229,600	1.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	221,300	1.56
日本生命保険相互会社	188,777	1.33

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査は、監査室が担当しており、監査室の要請に基づく補助者を加えて実施しております。その人員は、監査室2名、補助者3名であります。具体的には、年間計画に基づき全部門にわたり実査を中心に業務全般の監査を実施しております。

監査役監査は、監査役会の指示に基づく補助者を加えて実施しております。また、社外監査役を含む監査役は意思決定の早い段階から積極的に関与しており、監査役制度をより実効あるものとしております。加えて、社外監査役も出席する監査役会と会計監査人は適宜協議を行うなど連携しており、業務監査と会計監査の相互強化を図っております。内部統制についても、取締役会の他、社内の重要な会議に参加し報告を受けるとともに、必要に応じて説明を求め、業務の適正の確保に努めております。

会計監査は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。当連結会計年度において監査業務を行った公認会計士は北方宏樹および滝沢勝己であり、両名とも平成25年3月より担当しております。監査に係る補助者は、公認会計士8名を含む16名であります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
堀内 国宏	弁護士													
田中　康郎	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀内 国宏		――	弁護士の高い専門性と職業倫理を活用しようとするものであり、独立性の有無に関わらず、当社の社外監査役として適任であります。

田中　康郎	○	―――	弁護士の高い専門性と職業倫理を活用しようとするものであります。また、同氏に一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、当社の独立性を有する社外監査役として適任であります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	１名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

平成18年3月に役員退職慰労金を廃止し、賞与による業績評価を行っております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年12月期：取締役報酬年額258百万円（使用人分は含んでおりません。）、監査役報酬39百万円、合計298百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役のサポートは、日常的には秘書室、監査役の要請があるときは総務部および経理部が対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

取締役会は、原則として月１回開催され、法令で定められた事項およびその他の経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行を監督しております。また、社内外の課題について長時間にわたり活発な議論が行われております。

監査役は、取締役会のほか、社内の重要な会議に原則として全員が出席し、独立した立場から意見を述べるとともに業務執行を監査しております。

なお、監査役４名のうち、社外監査役として弁護士を2名選任しております。これは、弁護士の高い専門性と職業倫理を活用しようとするものであり、意思決定の早い段階において積極的にアドバイスを受けることで、監査役制度をより実効あるものとしております。

取締役及び監査役候補者の指名は、取締役会において数度にわたり審議した上で決定されます。また、取締役の報酬は経営状況を勘案して取締役会で審議されております。

当社は社外取締役を選任できておりません。選任できなかった理由は、選任を予定していた候補者が、一身上の理由により就任を辞退したためであります。
当社は、社外取締役を選任できておりませんが、執行役員制度導入により、取締役会の意思決定機能および業務執行を監督する機能を強化しております。加えて、監査役４名のうち２名を社外監査役として、外部からの客観的、中立的な経営監視機能を強化しております。さらに、社外監査役は、２名ともほぼすべての監査役会に出席し、コーポレート・ガバナンスにおいて重要な外部からの客観的、中立的な経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制を採用しております。

監査役の機能強化に関する取組状況につきましては、監査役監査は、監査役会の指示に基づく補助者を加えて実施しております。また、監査役会と会計監査人は適宜協議を行うなど連携しており、業務監査と会計監査の相互強化を図っております。

会計監査は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。当連結会計年度において監査業務を行った公認会計士は北方宏樹および滝沢勝己であり、両名とも平成25年３月より担当しております。監査に係る補助者は、公認会計士８名を含む16名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は社外取締役を選任できておりません。選任できなかった理由は、選任を予定していた候補者が、一身上の理由により就任を辞退したためであります。
当社は、社外取締役を選任できておりませんが、執行役員制度導入により、取締役会の意思決定機能および業務執行を監督する機能を強化しております。加えて、監査役４名のうち２名を社外監査役として、外部からの客観的、中立的な経営監視機能を強化しております。さらに、社外監査役は、２名ともほぼすべての監査役会に出席し、コーポレート・ガバナンスにおいて重要な外部からの客観的、中立的な経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を法定期日より早期に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	12月決算であるため、集中度合いが低く、さらに集中日を回避しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期および期末決算ごとに開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページでダウンロードできるようにしております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	地球環境を保全することは建設コンサルタントの重要な責務であり、さらに環境を創造するコンサルティングを目指しております。また、地域の環境教育への貢献なども実施しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社の業務の適正を確保するための体制を以下のとおり決議しております。

1 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、当社グループの取締役および従業員が果たすべき事項を明確にし、コンプライアンス体制および業務管理体制を充実させ、モニタリング等によって改善する。特に、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然として対応し、これを拒否する。

2 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
取締役は、企業統治の透明性に配慮し、その業務の執行にかかる文書その他の情報につき、情報セキュリティポリシー、その他社内規則および社内標準にしたがって情報管理体制を整備し、適切に開示、保存、廃止および管理を行う。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスク発生の低減を目指し、リスク管理体制を強化するとともに、危機発生時に迅速かつ適切に対応できる体制を構築する。また、子会社ごとに情報の集約を行い、リスク管理体制を強化する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、業務の意思決定、監督機能、業務執行の分離など、取締役に委嘱する職務と権限を明確にし、定期的(月1回)に取締役会と経営会議とを開催し、十分な議論を経て意思決定する。経営計画は定期的に検証し、成果を確認しながらブラッシュアップするものとする。事業所間および各部門間の連携・調整を図る内部統制システムを構築する。子会社の運営にあたっては、親会社の管理本部ほか本社関連部署が積極的な支援を行い、効率的な業務執行を確保する。

5 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を含む)
当社は、企業グループに関する経営理念や経営戦略などの基本方針に基づき、企業グループに対する管理体制を構築する。また、子会社取締役は、子会社管理規程の定めに従い、経営の重要事項を親会社に報告するとともに、必要に応じて親会社の事前承認を得る。

6 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
当社は、監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合、監査役と協議し、適性を考慮した人選を行い、当該人事につき監査役の同意を得るものとする。

7 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項および監査役からの指示の実効性の確保に関する事項
当該社員は、取締役の指揮命令に属さないものとする。兼務者であるときは、監査役の職務を補助する間は取締役の指揮命令に属さないものとする。また、当該社員の異動、評価、賞罰等について、監査役の同意を得るものとする。

8 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループの取締役および従業員は、会社経営に甚大な影響を与える事象が生じたとき、または発生する恐れがある場合には、その都度監査役に報告するものとする。報告事項については、取締役と監査役とが協議してあらかじめ定め、社内体制を整備する。また、監査役に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。

9 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生じる費用等については、取締役がその費用等が監査役の職務の執行に必要でないことを証明したときを除き、前払いを含み速やかに監査役に費用を支払い、あるいは債務を処理する。

10 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役と監査役とは、監査役の監査が実効的に行われるために、監査環境の整備を含む諸事項(内部監査部門との連携に関する事項等)を認識し、実施体制を確保するために必要に応じて協議し確認する。

11 業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要
当社は、社内規程により取締役会の決議事項等を具体的に定めており、これに従い、取締役会において審議し、迅速に意思決定をしております。また、法令・規程順守の観点から、内部統制部門による当社グループを対象とした業務全般にわたる内部監査を実施するとともに、通報制度の運用等を実施しております。

現在の整備状況は、社長直属のコンプライアンス室および監査室を設置することにより法令遵守の体制を構築し、内部統制の強化を図っております。また、社外監査役の弁護士1名に社外の相談窓口を依頼しており、内部通報体制の充実も図っております。また、複数の弁護士事務所と顧問契約を締結しており、適宜相談を受けられる体制を構築しております。
加えて、監査法人につきましても適宜アドバイスを受け、問題の発生を未然に防止しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、警察等関係機関と連携し、毅然とした姿勢で対応しております。
反社会的勢力排除に向けた具体的な整備状況は以下のとおりです。

・内部統制基本方針において、反社会的勢力および団体とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然として対応し、これを拒否する旨を定めております。

・「コンプライアンス指針」において、反社会的勢力および団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断する旨を定めております。

・取引先と締結する業務委託契約約款において、反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、当社グループ全体の会社情報の適確な管理とインサイダー取引防止を目的として、内部者取引管理規程を制定しています。この規程の実効性を担保するため、子会社においても当社に報告義務を負う内部者取引管理規程を制定しています。

この規程上の会社情報の管理者は管理本部総務部長である。東京証券取引所に対する情報開示に関する責任者は、その上位者である管理本部長です。管理本部総務部においては、取締役会付議事項、決裁文書、その他日常業務を通じて重要事実となるものが含まれていないか常に注意深く監視しています。

当社は、重要事実に関して軽微基準の適用の有無にかかわらず形式的に判断し、該当する可能性があるものはすべて重要事実とし、公表または軽微基準に該当することを管理本部総務部長が確認するまでの間、重要事実の指定を解除しません。
重要事実には、「インサイダー情報」であること、不適正な取扱いは刑事罰の対象となる可能性があることを明示しています。

